

輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項に付する特殊条項

甲及び乙は、輸入品等に関する役務以外の契約に関し、次の特殊条項を定める。

（価格等証明資料）

第1条 輸入品等に関する役務請負契約以外の契約において、サープラスユーズド以外ののものであっても、調達物品が流通業者所有（国外に所在し仕入れ、販売を行う者で、外国製造業者及び国内商社と販売代理店契約を締結している者並びに国内商社の在外子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）で外国製造業者から直接購入している者を除く。）の物品で、サープラスユーズドと同様に外国製造業者からの価格等証明資料の入手が困難と認められる場合は、輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第1条第3項の定めにかかわらず、特約条項第1条第4項の規定を準用するものとする。

（価格等証明資料の提出）

第2条 特約条項第1条第4項の規定を準用した場合における価格等証明資料とは、当該流通業者の原本とし、その内容の妥当性を他の手段により証明した資料を併せて提出するものとする。ただし、品質区分がファクトリーニューであるものの品質証明書については、外国製造業者若しくは認定を受けた検査機関発行の原本又はその写しを提出するものとする。

（価格等証明資料の妥当性の確認資料）

第3条 特約条項第1条第4項の「乙による価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料」とは、米軍の調達実績データ、販売価格の基準として一般に表示している価格を掲載した品目カタログ等とする。

2 流通業者が乙の子会社である場合で、外国製造業者から直接調達しない場合は、その仕入れ価格が確認できるものとする。ただし、乙の子会社が外国製造業者から直接調達する場合は、外国製造業者の価格等証明資料の写しとする。

（価格調査）

第4条 特約条項第4条の規定によるほか、乙は、甲が必要と認めた場合、乙の了解を得ることなく、流通業者及び外国製造業者に対して同意を得た上で現地価格調査を行うことを了承するものとする。

（価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料が存在しない場合の措置）

第5条 乙は、第3条に規定する価格等証明資料の内容の妥当性を他の手段により証明した資料を入手できない場合は、その理由を付し甲に申し出るものとする。